

第二十一回
帝國議會
貴族院
外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第二號

明治三十八年二月六日(月曜日)午前九時四十六分開會

○委員長(男爵船越衛君) 是ヨリ開會イタシマス、一昨日富田君ノ修正案ガ出マシタ「外國ニ於ケル銀行」其次ニ「及保險事業」ト云フコトヲ加ヘマシタ題號ニ、而シテ法律文ニ「外國ニ於テ銀行業又ハ保險業ヲ營ムモノ」云々、是ニ決議ニナリマシテ議ハ確了イタシマシタ、然ルニドウモ此修正案ハ少シ穩デアルマイカト云フ説ガゴザイマシテ、尙諸君ノ御議論ヲ悉シマシテ至當ノ議ニ致サンコトヲ希望イタシマス

○富田鐵之助君 私ノ提出イタシマシタ案ハ撤回イタシマセウ、撤回ヲ致シマシテ原案ヲ贊成イタシマス

○委員長(男爵船越衛君) 諸君御聽ノ通りニ富田君ノ御提出案ハ即チ御本人ガ撤回スルト云フコトデゴザイマス、御異議アルマイト存ジマス、……然ラバ政府ノ原案ノミデ決議ヲ致シマス、政府ノ原案通りニ御異議ゴザイマセネバ之ニ決シマスル、ドウゾ御異議ノ無イ御方ハ手ヲ御舉ゲ下サイ

總員 舉手

○委員長(男爵船越衛君) 全會一致デ政府案ニ決議イタシマス、是デ議ハ確了イタシマシタ

午前九時五十分散會

出席者左ノ如シ

委員長 男爵船越 衛君

委員

子爵黒田 和志君 子爵牧野 忠篤君 男爵赤松 則良君

男爵山内 豐政君 富田鐵之助君 宮島誠一郎君

田代 保之君

貴族院外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル法律案特別委員會
議事速記録第一號正誤

頁 段 行 誤 正
三 上 三〇 會 今日

明治三十八年二月六日印刷

明治三十八年二月七日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局